

四半期報告書

(第71期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社 **ディスコ**

東京都大田区大森北二丁目13番11号

(E01506)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 大株主の状況	21
(6) 議決権の状況	22

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	24
(2) 四半期連結損益計算書	26
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第71期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関家 一馬
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1099 (IR室直通)
【事務連絡者氏名】	取締役サポート本部長 田村 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第1四半期連結 累計（会計）期間	第71期 第1四半期連結 累計（会計）期間	第70期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	17,793	9,256	53,108
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	1,929	△1,197	1,460
四半期（当期）純利益又は四半期 純損失（△）（百万円）	1,253	△902	251
純資産額（百万円）	89,770	85,109	86,328
総資産額（百万円）	110,331	121,036	123,925
1株当たり純資産額（円）	2,622.44	2,514.86	2,552.54
1株当たり四半期（当期）純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額（△）（円）	36.95	△26.86	7.41
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額（円）	36.89	-	7.40
自己資本比率（％）	80.7	69.8	69.2
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,111	659	4,605
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,611	△13,532	△13,586
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,494	△336	24,363
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高（百万円）	13,306	20,194	33,418
従業員数（人）	2,402	2,484	2,438

（注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第71期第1四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

3. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	2,484	(990)
---------	-------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,695	(867)
---------	-------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
電子業界関連製品事業 (百万円)	7,317	51.5
産業用研削製品事業 (百万円)	169	55.3
その他事業 (百万円)	36	85.2
合計 (百万円)	7,523	51.6

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電子業界関連製品事業	10,013	58.5	4,553	51.4
産業用研削製品事業	289	57.7	44	23.8
その他事業	10	13.4	14	19.5
合計	10,312	58.3	4,612	50.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
電子業界関連製品事業 (百万円)	8,946	52.0
産業用研削製品事業 (百万円)	286	51.2
その他事業 (百万円)	22	93.5
合計 (百万円)	9,256	52.0

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、各国政府の政策協調により最悪期を脱したものの、設備投資活動や個人消費は依然として極めて弱く、厳しい環境が継続いたしました。

当社グループが主力事業を展開する半導体業界では、メーカ各社の設備投資は低迷しておりましたが、アジア地域を中心に生産稼働率の大きな改善が見られました。また、これまで減少が続いていた半導体製造装置の受注に底打ちの動きが出てまいりました。

このような環境を受け、消耗品である精密加工ツールの売上高はピーク時の7割程度まで回復しました。一方、精密加工装置については、レーザーの出荷がLED向けに堅調であった以外は引き続き低い水準に留まりました。そのため、徹底した経費管理や一時帰休を実施するなど、コストの抑制に努めてまいりました。

以上のような状況のもと、当第1四半期連結会計期間の売上高は92億56百万円（前年同四半期連結会計期間比48.0%減）となりました。営業損失は11億42百万円（前年同四半期連結会計期間は18億54百万円の利益）、経常損失は11億97百万円（同19億29百万円の利益）、四半期純損失は9億2百万円（同12億53百万円の利益）となりました。

また、海外売上高は67億85百万円となり、売上高に占める比率は73.3%（同64.4%）と8.9ポイント増加しました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①電子業界関連製品事業

当第1四半期連結会計期間において、主力の精密加工装置の売上高は、LED向けにレーザーが堅調であったほか、アジア地域のサブコン向けにダイサの引き合いも若干ありましたが、総じて極めて低い水準で推移しました。一方、消耗品である精密加工ツールの売上高は、在庫調整の一巡などにより半導体メーカ各社等の稼働率が回復していることを受けて、ピーク時の7割程度まで回復いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は89億46百万円（前年同四半期連結会計期間比48.0%減）、営業損失は5億11百万円（前年同四半期連結会計期間は26億17百万円の利益）となりました。

②産業用研削製品事業

当事業は、土木・建築業界および各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具、自動車および電子部品向け等の一般砥石の製造・販売を行っております。

当第1四半期連結会計期間は厳しい経済環境の影響を受け、売上高は2億86百万円（前年同四半期連結会計期間比48.8%減）と大幅に減少し、営業損失は37百万円（前年同四半期連結会計期間は70百万円の利益）となりました。

③その他事業

当事業は、半導体製造装置メーカー等向けにコンピュータシステムのソフト・ハードの開発・販売を行っております。

当第1四半期連結会計期間の売上高は22百万円（前年同四半期連結会計期間比6.5%減）となり、営業損失は38百万円（前年同四半期連結会計期間は43百万円の損失）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①国内

当セグメントは国内のほか、現地の代理店を通じて販売している売上高も含んでおります。

当第1四半期連結会計期間は、消耗品である精密加工ツールの需要が回復してきたものの、半導体メーカー各社の設備投資抑制などの影響で、売上高は57億11百万円（前年同四半期連結会計期間比49.2%減）、営業損失は8億94百万円（前年同四半期連結会計期間は21億2百万円の利益）となりました。

②在外

北米地域における売上高は7億38百万円（前年同四半期連結会計期間比25.9%減）、営業損失は10百万円（前年同四半期連結会計期間は57百万円の損失）となりました。アジア地域における売上高は17億53百万円（前年同四半期連結会計期間比45.9%減）、営業利益は96百万円（同32.6%減）となりました。ヨーロッパ地域の売上高は10億53百万円（同54.4%減）、営業利益は1億38百万円（同70.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、当社製品への需要は極めて低い水準にあったことから税金等調整前四半期純損失が14億47百万円となり、有形固定資産取得代金の支払41億70百万円や定期預金の預入94億円等により、全体として132億23百万円減少し、201億94百万円となりました。また前年同四半期連結会計期間末に比べ68億88百万円増加しました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、6億59百万円となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純損失が14億47百万円、仕入債務の減少5億58百万円等の資金減少があったものの、減価償却費11億89百万円、たな卸資産の減少11億5百万円等の資金の増加の影響によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、135億32百万円となりました。

これは主に、桑畑工場新棟建設代金の支払等、有形固定資産の取得による支出41億70百万円、定期預金の預入による支出94億円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、3億36百万円となりました。

これは、配当金の支払額3億36百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究活動の金額は、17億14百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,004,418	34,004,418	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	34,004,418	34,004,418	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	541
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,320 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月14日 至 平成21年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,320 資本組入額 3,160
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、 当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員に地位に あることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退 職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれ を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認め ない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認 を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

② 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月28日 至 平成36年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

③ 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	462
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,730 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,730 資本組入額 2,365
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

④ 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月22日 至 平成37年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

⑤ 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	994
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,162 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,162 資本組入額 2,581
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	88
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,932 (注) 2 資本組入額 2,966
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

② 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,542 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

③ 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	615
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,616 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,616 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

④ 平成19年7月24日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月9日 至 平成39年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,490 (注) 2 資本組入額 3,245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑤ 平成19年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	308
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,812 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。
なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしていたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

⑥ 平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	707
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 7,327 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,327 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

⑦ 平成20年7月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月14日 至 平成40年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,781 (注) 2 資本組入額 1,891
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑧ 平成20年10月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	834
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,184 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額601円と行使時の払込金額2,583円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額601円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑨ 平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	819
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,583 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,583 (注) 2 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	34,004,418	—	14,517	—	15,599

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシーから平成21年4月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年4月14日現在で1,691千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

大量保有者 タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
住所 アメリカ合衆国、カリフォルニア州93940、モントレイ、スート200、ラグスデー
 ル・ドライブ40
保有株券等の数 株式 1,691,700株
株券等保有割合 4.97%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 399,600	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,539,400	335,394	同上
単元未満株式	普通株式 65,418	—	同上
発行済株式総数	34,004,418	—	—
総株主の議決権	—	335,394	—

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北二丁目13番11号	399,600	—	399,600	1.18
計	—	399,600	—	399,600	1.18

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	3,420	3,420	4,190
最低(円)	2,460	2,870	3,280

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,594	33,418
受取手形及び売掛金	10,968	10,963
商品及び製品	5,013	5,533
仕掛品	5,023	5,138
原材料及び貯蔵品	7,437	8,106
その他	2,153	3,217
貸倒引当金	△65	△71
流動資産合計	60,126	66,306
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	* 19,992	* 20,324
土地	12,788	12,787
その他(純額)	* 18,330	* 15,430
有形固定資産合計	51,110	48,542
無形固定資産	778	782
投資その他の資産		
その他	9,042	8,311
貸倒引当金	△39	△37
投資その他の資産合計	9,003	8,274
固定資産合計	60,892	57,598
繰延資産	17	20
資産合計	121,036	123,925

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,062	3,602
短期借入金	1,070	1,072
1年内返済予定の長期借入金	1,903	1,903
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	204	214
賞与引当金	676	1,358
その他の引当金	103	117
その他	2,866	3,301
流動負債合計	10,187	11,871
固定負債		
社債	2,700	2,700
長期借入金	21,745	21,747
引当金	603	536
負ののれん	187	209
その他	502	531
固定負債合計	25,739	25,725
負債合計	35,927	37,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,517	14,517
資本剰余金	15,599	15,599
利益剰余金	56,104	57,342
自己株式	△1,071	△1,071
株主資本合計	85,149	86,388
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8	0
為替換算調整勘定	△647	△610
評価・換算差額等合計	△638	△610
新株予約権	473	421
少数株主持分	124	130
純資産合計	85,109	86,328
負債純資産合計	121,036	123,925

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	17,793	9,256
売上原価	9,067	5,333
売上総利益	8,726	3,922
販売費及び一般管理費	※ 6,871	※ 5,065
営業利益又は営業損失(△)	1,854	△1,142
営業外収益		
受取利息	—	8
受取利息及び配当金	50	—
負ののれん償却額	22	22
持分法による投資利益	21	4
その他	45	39
営業外収益合計	140	74
営業外費用		
支払利息	5	92
為替差損	38	15
その他	21	22
営業外費用合計	64	129
経常利益又は経常損失(△)	1,929	△1,197
特別利益		
固定資産売却益	3	0
貸倒引当金戻入額	—	3
その他	0	1
特別利益合計	4	5
特別損失		
固定資産除売却損	6	8
特別退職金	11	79
一時帰休費用	—	165
その他	4	—
特別損失合計	22	254
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	1,911	△1,447
法人税、住民税及び事業税	176	77
法人税等調整額	489	△616
法人税等合計	666	△539
少数株主損失(△)	△9	△5
四半期純利益又は四半期純損失(△)	1,253	△902

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	1,911	△1,447
減価償却費	954	1,189
負ののれん償却額	△22	△22
持分法による投資損益(△は益)	△21	△4
貸倒引当金の増減額(△は減少)	12	△4
賞与引当金の増減額(△は減少)	△864	△682
有形固定資産除売却損益(△は益)	2	7
受取利息及び受取配当金	△50	△12
支払利息	5	92
売上債権の増減額(△は増加)	3,461	△26
たな卸資産の増減額(△は増加)	300	1,105
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,099	△558
その他	△1,090	1,109
小計	498	747
利息及び配当金の受取額	54	10
利息の支払額	△5	△23
法人税等の支払額	△1,660	△74
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,111	659
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△500	—
有形固定資産の取得による支出	△2,107	△4,170
有形固定資産の売却による収入	16	32
無形固定資産の取得による支出	△11	△21
定期預金の預入による支出	—	△9,400
その他	△10	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,611	△13,532
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△0	—
配当金の支払額	△1,493	△336
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,494	△336
現金及び現金同等物に係る換算差額	461	△14
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4,756	△13,223
現金及び現金同等物の期首残高	18,062	33,418
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 13,306	* 20,194

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	
<p>1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)の適用に伴い、前第1四半期連結会計期間において「商品」、「製品」、「半製品」として掲記されていたものは、当第1四半期連結会計期間は「商品及び製品」と一括して掲記しております。なお、当第1四半期連結会計期間に含まれる「商品」、「製品」、「半製品」はそれぞれ2,746百万円、2,257百万円、10百万円であります。</p> <p>2. 前第1四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、より有用な情報を提供するため区分掲記することになりました。なお、前第1四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「1年内返済予定の長期借入金」は101百万円であります。</p>	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>1. 前第1四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「受取利息及び受取配当金」のうち「受取配当金」(当第1四半期連結累計期間3百万円)は、営業外収益の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>2. 前第1四半期連結累計期間まで、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することになりました。なお、前第1四半期連結累計期間における特別利益の「その他」に含まれている「貸倒引当金戻入額」は0百万円であります。</p>	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※有形固定資産の減価償却累計額 24,037百万円	※有形固定資産の減価償却累計額 23,004百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (1) 給料及び賞与 1,438百万円 (2) 賞与引当金繰入額 536百万円 (3) 研究開発費 2,120百万円	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (1) 給料及び賞与 1,081百万円 (2) 賞与引当金繰入額 293百万円 (3) 研究開発費 1,711百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) 現金及び預金勘定 14,306百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 1,000百万円 現金及び現金同等物 <u>13,306百万円</u>	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び預金勘定 29,594百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 9,400百万円 現金及び現金同等物 <u>20,194百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,004千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 399千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 473百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	336	10	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	17,209	559	24	17,793	-	17,793
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	16	18	35	(35)	-
計	17,209	576	42	17,829	(35)	17,793
営業利益又は営業損失(△)	2,617	70	△43	2,643	(789)	1,854

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	電子業界関連製品事業 (百万円)	産業用研削製品事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	8,946	286	22	9,256	-	9,256
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	9	13	22	(22)	-
計	8,946	296	36	9,279	(22)	9,256
営業損失(△)	△511	△37	△38	△587	(555)	△1,142

(注) 1. 事業区分の方法

製品を主として販売市場の類似性を基準として区分する方法によっております。

2. 各事業区分の主要製品

- (1) 電子業界関連製品事業……………〔精密加工装置〕ダイシングソー、レーザソー、グラインダ、ポリッシャ、ドライエッチャ、サーフェースプレーナー
〔精密加工ツール〕ダイシングブレード、グラインディングホイール、ドライポリッシングホイール
〔精密電子部品〕
- (2) 産業用研削製品事業……………ダイヤモンドホイール、研削切断砥石等
- (3) その他事業……………ソフト開発等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	11,246	996	3,239	2,310	17,793	-	17,793
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,382	10	231	0	4,624	(4,624)	-
計	15,629	1,007	3,471	2,310	22,418	(4,624)	17,793
営業利益又は営業損失(△)	2,102	△57	143	465	2,653	(799)	1,854

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,711	738	1,753	1,053	9,256	-	9,256
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,092	15	201	9	2,318	(2,318)	-
計	7,803	754	1,954	1,062	11,574	(2,318)	9,256
営業利益又は営業損失(△)	△894	△10	96	138	△668	(473)	△1,142

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………米国

(2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	972	8,164	2,313	11,450
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	17,793
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	5.5	45.9	13.0	64.4

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	北米	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	803	5,221	760	6,785
II 連結売上高（百万円）	-	-	-	9,256
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.7	56.4	8.2	73.3

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米……………米国
 (2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾
 (3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

保有する有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨	為替予約取引(売建)	7,280	7,139	140
通貨	為替予約取引(買建)	1,979	1,936	△43

(注) 時価の算定方法は、先物為替相場に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

四半期連結財務諸表への影響額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 2,514.86円	1株当たり純資産額 2,552.54円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 36.95円	1株当たり四半期純損失金額 △26.86円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 36.89円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益(損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益(損失)金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	1,253	△902
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	1,253	△902
期中平均株式数(千株)	33,936	33,604
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	51	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成14年6月27日定時株主総会決議及び平成14年9月27日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 331個) 平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 546個) 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,002個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 620個)	—

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
	<p>平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308個)</p> <p>平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 713個)</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
平成21年7月22日開催の当社取締役会において、会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、平成16年6月に廃止した取締役の退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよびその内容について下記のとおり決議いたしました。その概要は次のとおりであります。	
(1)新株予約権の数	156個
(2)新株予約権の目的となる株式の数	15,600株
(3)新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
(4)新株予約権の発行価額	4,359円 発行価格は、新株予約権の払込金額4,358円と行使時の払込金額1円を合算しております。 なお、新株予約権の払込金額4,358円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。
(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり100円とする。
(6)新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成41年8月6日
(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(8)新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。
(9)新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

取引残高に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。